

# 令和4年度 共同募金助成説明会

## 【あ】‘赤い羽根’みんなのしあわせ助成事業（P2～）

※今年度から審査会にてプレゼンテーションを行います。

助成限度額	10万円（助成率80%、自己負担20%）
事業実施時期	令和4年度に実施する事業
申請受付期間	令和4年5月6日（金）～5月31日（火）午後5時
決定時期	令和4年7月上旬

## 【い】歳末たすけあい 地域福祉活動助成（P12～）

※社協やいづ9月号にて案内（申請書データは9月社協やいづ発行日以降HP内ブログにて掲載）

助成限度額	1団体10万円、1施設5万円（予定）
事業実施時期	令和4年12月1日（木）～令和5年1月15日（日）に実施
申請受付期間	令和4年10月7日（金）～11月9日（水）午後5時（予定）
決定時期	令和4年11月末

### ■ 助成事業・申請について

申請の可否	当該年	翌年度	翌々年	翌々々年
【あ】‘赤い羽根’みんなのしあわせ助成事業 対象事業 ① ② ③	○	○	○	○
【あ】‘赤い羽根’みんなのしあわせ助成事業 対象事業 ④	○	○	×	○
【い】歳末たすけあい地域福祉活動助成	○	○	○	○

**【問合せ・申請先】 焼津市社協（地域福祉係） TEL 621-2941**

# 令和4年度“赤い羽根”みんなのしあわせ助成事業要綱



1. 事業名 “赤い羽根”みんなのしあわせ助成事業
2. 目的 本事業は、社会福祉法人焼津市社会福祉協議会が、‘赤い羽根共同募金’の助成金を活用し、対象団体が行う地域福祉の促進を図る事業に対し助成を行うものです。この助成により焼津市民が募金の使いみちを理解し、誰もが安心して暮しやすいまちになることを目的とします。
3. 助成内容

項目	内容
実施時期	● 令和4年度に実施する事業
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 焼津市の地域福祉の促進を図るために行う事業に必要な地域福祉活動事業費（①、②、③）や機器整備費（④）を対象とします。ただし、機器整備費は、3年連続しての助成は受けられません。</li> <li>① 地域で行われる住民同士の支え合い活動やネットワークづくりを行うための事業 例) ・児童へ学習の場を提供する活動 ・買い物、病院等への送迎等の外出支援活動 ・年長者と一緒に昔の遊びをする世代間交流</li> <li>② 地域福祉・福祉教育に関する講座や勉強会を行うための事業 例) ・当事者支援の技術を取得するための講習会</li> <li>③ 新型コロナウイルス対策に取り組む事業 例) ・一人暮らし高齢者へマスクを作成し、贈る活動 ・孤立しがちな高齢者へ手紙を送る活動 ・防護服を作成し福祉施設へ贈る活動</li> <li>④ 地域で活動を充実・発展させるために必要な整備 例) ・サロン活動等で使用するレクリエーション道具やコロナ対策用アクリル板、座椅子等の購入</li> </ul>
対象外事業及び経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 助成決定時に終了している事業</li> <li>2. 他の助成等を受けている事業(自治会からの助成は除く)</li> <li>3. 対象事業④における消耗品費</li> <li>4. 政治・宗教・営利に関する事業</li> <li>5. 親睦会、慰労会、交流会、旅行</li> <li>6. 広報紙の発行</li> <li>7. 団体の経常経費(運営費)</li> <li>8. 事務機器・デジタルカメラ(ムービー)、プロジェクタ、サーモグラフィ、空気清浄機等持ち運んで使用する精密機器(但し、主たる活用目的が当該申請事業のものは除く)</li> <li>9. 自治会所有の建物、設備並びに常設の設備品(空調設備、テレビ等)</li> <li>10. 申請する事業に直接関係しないもの及び適切でないと認められるもの</li> </ol> <p>※ 申請事業の内容によっては、他の助成事業、補助金(行政等)を紹介することがあります。</p>
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 焼津市の地域福祉向上のために継続的に取り組んでいる福祉団体(地域福祉推進委員会、自治会、町内会、ボランティアグループ、NPO法人、サロン活動等を行う小地域活動団体)で会則、規約等があり、団体として独立した経理が行われている団体。</li> <li>● 複数町内会からの同一内容の申請は、自治会での申請とする。</li> </ul>
対象外団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次に該当する団体は対象団体から除外します。</li> <li>1. 介護保険事業所</li> <li>2. 政治、宗教団体、組合等</li> <li>3. 営利を目的とする団体</li> <li>4. 活動の内容や財務内容を開示しない団体</li> <li>5. 法人格を有する団体(NPO法人除く)</li> </ul>
助成額及び助成基準	<p>焼津市社会福祉協議会の共同募金配分金事業予算の範囲内で実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 助成率 80%以内(千円未満切り捨て)</li> <li>● 1団体につき10万円を限度とします。</li> </ul>

項目	内 容
受付期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和4年5月6日（金）～5月31日（火）午後5時まで 締切後の受付不可。</li> <li>● 助成を希望する者は、社協が別に定める申請書（様式 赤い羽根1-1, 2）により添付書類を付して、直接事務局に申請してください。</li> <li>● 申請状況によっては、二次募集を行う場合があります。</li> </ul>
審 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 審査会では、その内容を審査し、助成の決定可否を行います。</li> <li>● 申請団体は、審査会にてプレゼンテーション（10分程度）を行っていただきます。</li> <li>● 審査会開催日： 令和4年6月17日（金）13：30</li> </ul>
助成決定 及び 助成金の 交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 審査後、助成の可否を文書にて通知します。（7月中旬以降予定）</li> <li>● 助成金の交付は、助成決定した団体の指定口座に振り込みます。（8月以降予定）</li> </ul> <p>【地域福祉活動事業費（対象事業①、②、③）】の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 助成決定後、助成決定額の8割を概算払いし、残額については事業報告書の提出後、清算します。</li> </ul> <p>【機器整備費（対象事業④）】の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 助成決定後、各団体からの請求書の提出により、助成決定額を交付します。</li> </ul>
助成の 変更・取 消、助成 金の返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 助成決定後、 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 申請した事業を変更・中止する場合、変更届を提出してください。その際、事業額によって助成額の減額もしくは、返還を求めます。</li> <li>② 【機器整備費（対象事業④）】実際の購入額が減額となり助成額を変更した場合は、差額の返還を求めます。</li> <li>③ 申請した事業及び助成金の使途報告に虚偽の記載をした場合は、決定を取消し、助成金の返還を求めます。</li> </ol> </li> </ul>
実施報告 書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業実施後、30日以内に以下の書類をご提出ください。 「実施報告書」様式 赤い羽根 活動2-1～4 又は、「実施報告書」様式 赤い羽根 機器整備2-1～3 ※ 最終提出期限令和5年3月1日（水）</li> </ul>
事業の 公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 決定した事業の内容、提出された<u>写真等は、社会福祉協議会HP、広報紙等でも公表</u>します。</li> </ul>
注意事項	<p><u>予算を超える申請</u>があった場合は、審査の際、以下の項目を考慮し可否を決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象事業①～④の順で事業を優先する。</li> <li>● 過去の助成歴等を考慮（助成歴のある団体は、審査の優先順位が下位となる等）する。</li> <li>● 助成率を変更する。</li> </ul>

※ 全ての提出書類（写真も含みます）は、公開の対象となります。

※ この助成金事業は、「赤い羽根共同募金」を活用しています。

※ 助成決定団体には、「赤い羽根共同募金」へのご協力をお願いしています。

※ 問合せ：社会福祉法人 焼津市社会福祉協議会 〒425-0088 焼津市大覚寺3丁目2-2

地域福祉係 TEL：621-2941

mail：chiiki@yaizu-shakyo-soumu.jp

## 令和4年度 “赤い羽根”みんなのしあわせ助成事業 申請書

申請日→ 令和 年 月 日

社会福祉法人焼津市社会福祉協議会会長 様

助成希望団体名	名 称  代表者名 <span style="float: right;">(印)</span>
所 在 地	〒 — 焼津市  TEL : — FAX : — — <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■代表者住所 ■主たる活動場所、事業所 (地域ふれあいサロンの開催場所等)</p> </div>
連絡先	〒 — 焼津市 電話番号: — — 担当者名: <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■申請者の住所を記入。 ■問い合わせ先になります。</p> </div>

みんなのしあわせ助成事業助成金を受けたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

金額は、① = ② (2枚目)

助成希望額 40,000円(千円未満切捨て) =①

添付書類

※ボランティアグループはパンフレット等でも可。会則の作成方法は、別紙参照。

1. 会則や規約、事業計画等、団体や活動の様子が分かる資料(自治会・町内会は不要)
  2. 機器整備の場合は、見積書、カタログの写し  
※見積書は、可能な限り焼津市内の業者に依頼し、2社以上からとってください。
  3. 必要に応じて現状写真。(現状のものを買替える場合等)
- 上記以外に、本会が必要と認めた資料を提出いただく場合があります。

注意：本申請書及び添付書類の内容は、個人名を除き一覧表を作成し審査資料として利用します。  
本申請書及び添付書類は、情報公開の対象となります。(ホームページを含む。)

提出期限(締切り)：令和4年5月31日(火)午後5時 ※必着

## 申請する事業の計画

申請事業名	■機器整備費の場合は、(〇〇整備事業)			事業	
現状 ・今問題になっていること					
申請事業の内容	■機器整備費の場合は、機器名と台数をお書きください。				
効果 ・事業を実施することで良くなること	■次の言葉を参考に使用して下さい。(交流・楽しみ・安心・安全・社会・仲間づくり・つながり・理解・相互・地域・住民・学ぶ・知る・支援・体験・生活・意欲・友愛・孤独・把握・情報交換・連帯感・一緒に・ネットワーク)				
対象者	<input type="checkbox"/> 市民全般 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 児童青少年 <input type="checkbox"/> その他 ( )	人		
開催日時	■予定で可です。 ■機器整備費の場合は、不要です。				
開催場所 (設置場所)	■予定で可です。				
<b>資金計画</b> ・助成希望額は、総額の <u>80%以内(上限 10万円)</u> です。		<b>経費の内訳</b> ・事業費の場合は、 <u>概算金額</u> でご記入下さい。 ・機器整備費の場合は、 <u>品名</u> をご記入下さい。消費税も対象です。			
項目	金額		経費項目・品名	金額	
助成希望額 (千円未満切り捨て)	②→40	000円	レクリエーション道具	50	000円
収益金(参加費等)		円			円
その他(自己資金)	10	000円			円
事業費総額	(ア) 50	000円	合計	(イ) 50	000円
■(ア)=(イ)です。					

■書式のデータが必要な場合は事務局へお問合せいただくか、ホームページ、ブログコーナーからダウンロードが可能です。

社協使用欄	対象事業区分	過去助成歴	その他

(例)

## すずらんサロン 規約

### 第1章 総則

#### 第1条 名称及び事務所

本会は、すずらんサロンと称し、所在地を代表の自宅に置く。

#### 第2条 会員

本会の会員は、本会の目的に賛同する者とし、入会及び脱退は妨げないものとする。

### 第2章 目的及び活動内容

#### 第3条 目的

本会は、地域で生活する孤独や孤立の心配のある方に、生きがいや仲間づくり、絆づくりを目的とした気軽に集まれる場の運営を行い、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

#### 第4条 活動内容

本会は、前条の目的を達成するため、次の各号の活動を行う。

##### (1) 居場所の運営

原則毎月第4月曜日を開催日と定め、一色上公会堂（焼津市一色829）にて開催する。

##### (2) その他目的の達成のため必要な活動

### 第3章 役員

#### 第5条 役員を選任

本会に代表、会計を各1名置き、会の運営を行う。役員は、会員の互選において選任する。

#### 第6条 代表の職務

代表は本会を代表し、本会を統括する。

#### 第7条 役員任期

役員任期は、原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第4章 総会

#### 第8条 総会

総会は、原則年1回代表が招集し、議長は代表が行う。

### 第5章 会計

#### 第9条 経費

本会の運営に要する経費は、会費、助成金及びその他の収入をもって充てる。

#### 第10条 会費

会費は、必要と認めた場合、都度徴収する。

## 第11条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

## 第6章 補則

### 第12条 委任

この会則の施行に関し、必要な事項は代表が定める。

### 第13条 設立年月日

本会の設立年月日は、令和3年12月20日とする。

## 附則

この規約は、令和3年12月20日から施行する。



## 令和2年度“赤い羽根”地域福祉促進助成事業 助成先一覧

No.	団体名	事業区分	申請事業名	審査結果 (決定／不採択)
1	焼津福祉文化共創研究会	①	港地域の福祉課題を「みえる化」するご近所福祉の意識と実態を検証	100,000円
2	ひまわりの会	①	一人暮らしの高齢者を主体とした訪問活動事業	40,000円
3	宗高第5町内会	③	高座椅子整備事業	49,000円
4	ミニデイにこにこサロンはまゆう	③	テーブル整備事業	100,000円
5	第1自治会第3区	③	座敷椅子整備事業	59,000円
6	豊田第9自治会5町内会	③	五ヶ堀之内ちびっ子広場 ベンチ整備事業	65,000円
7	豊田第9自治会	③	豊田第9自治会コミュニティセンター備品整備事業	83,000円
8	豊田第10自治会第10町内会	③	低座椅子整備事業	100,000円
9	東益津第16自治会	③	福祉活動機器整備事業	99,000円
10	西島自治会	③	高齢者・障害者が立ち上がりやすい椅子整備事業	24,000円
11	利右衛門第2町内会	③	高座椅子整備事業	30,000円
12	中島さわやか会	③	高齢者が使いやすい椅子整備事業	100,000円
13	和田第22自治会	③	自治会館の環境整備(座椅子の整備)事業	52,000円
14	豊田第10自治会第9町内会	③	低座椅子整備事業	27,000円
15	下江留自治会	③	低床チェア整備事業	100,000円
16	下江留第三町内会	③	低床チェア整備事業	75,000円
17	宗高自治会第3町内会	③	高座椅子整備事業	83,000円
18	みんなの笑福会	③	安全座椅子整備事業	35,000円
19	焼津第3自治会焼津北区	③	高座椅子整備事業	78,000円
20	港地域づくり推進会	③	地域ふれあいサロンのぼり旗整備事業	22,000円
<b>令和2年度 助成申請団体・34団体</b>			<b>令和2年度 助成額合計</b>	<b>1,321,000円</b>
(令和元年度)申請20団体			<b>(昨年令和元年度)助成額合計</b>	<b>1,260,000円</b>

## 令和3年度“赤い羽根”みんなのしあわせ助成事業 助成先一覧

No.	団体名	区分	申請事業名	助成額
1	ひまわりの会	①	一人暮らし高齢者を主体とした訪問活動事業	34,000円
2	焼津福祉文化 共創研究会	①	港地域福祉教育事業「150名の子どもたちに聞きました。“福祉”ってなに？」調査事業	80,000円
3	豊田第9自治会	①	3世代交流/同世代間交流を増やす事業	42,000円
4	豊田第10自治会 第1町内会	①	地域で「ワタ」を通してつながる事業	45,000円
5	焼津災害支援 ネットワーク	③	感染防止ガウン・エプロン作成講座事業	7,000円
6	港第23自治会	④	カラーリング用具購入整備事業	100,000円
7	東益津第16自治会	④	福祉活動機器整備事業(ジョイントマットの整備)	90,000円
8	惣右衛門 元気はつらつの会	④	アンプ他、オーディオ機器整備事業	100,000円
9	港第14自治会 第12町内会	④	ワイヤレスアンプ整備事業	95,000円
10	藤守自治会	④	高座椅子整備事業	47,000円
11	港第23自治会 田尻北区	④	会議用テーブル整備事業	100,000円
12	宗高自治会 第4町内会	④	高座椅子整備事業	70,000円
13	東益津第17自治会 1, 2町内会	④	サロン活動等環境整備事業	82,000円
14	東益津第17自治会 3,4町内会	④	サロン活動等環境整備事業	82,000円
15	東益津第17自治会 5,6町内会	④	サロン活動等環境整備事業	82,000円
16	焼津第四自治会	④	行事安全拡大推進事業	32,000円
				1,088,000円

## ■事業区分の番号について

### 1) 令和2年度まで

- ① 地域の支え合いやネットワークづくりを行うための事業
- ② 地域福祉に関する講座や勉強会、住民又は団体間の交流事業、記念事業等の開催
- ③ 活動を充実・発展させるために必要な整備
- ④ 災害発生時に対応できるための地域の体制づくり

### 2) 令和3年度から

- ① 地域で行われる住民同士の支え合い活動やネットワークづくりを行うための事業
- ② 地域福祉・福祉教育に関する講座や勉強会を行うための事業
- ③ 新型コロナウイルス対策に取り組む事業
- ④ 地域で活動を充実・発展させるために必要な整備



## 令和4年度歳末たすけあい募金助成金事業 地域福祉活動助成要綱

### (目的)

第1条 「歳末たすけあい運動」の一環として、地域福祉活動助成要綱第2条に定める団体等が、地域住民の誰もが共に地域社会の一員として参加できる年末や新年を機会とする地域福祉活動、地域の福祉ニーズをもつ方（世帯）への支援を行う事業に対し、募金額の範囲において支援することにより、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進する。

### (助成対象団体)

第2条 焼津市の地域福祉の向上のために継続的に取り組む福祉団体等で次の各号のいずれかに該当するものとする。なお、法人格の有無は問わないものとする。

- (1) 障害者施設
- (2) 地域福祉推進委員会
- (3) 自治会及び町内会
- (4) ボランティアグループ
- (5) 小地域活動団体等
- (6) その他、焼津市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が特に助成を必要と認める団体等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは助成対象としない。

- (1) 政治、宗教、組合等の運動の関係者に限られているもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 事業の内容や財務内容を開示しないもの
- (4) 介護保険事業（ただし、総合事業 通所型サービスB（住民主体による支援）を除く）

### (実施時期)

第3条 事業の実施時期は、12月1日から翌年の1月15日までに完了できる事業とする。

### (助成対象事業)

第4条 地域住民の誰もが共に地域社会の一員として参加できる年末や新年を機会とする地域福祉活動や地域の福祉ニーズをもつ方（世帯）へ支援を行う事業を対象とする

- (1) 世代間交流等により地域住民の絆を深めるふれあいの場づくり
- (2) 支援を必要とする方のふれあいの場
- (3) 高齢者や障害者等を対象とした見守り訪問事業等

### (助成対象外事業)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは助成対象としない。

- (1) 他の助成や、補助をすでに受けている事業（助成・補助元：行政、社協等）
- (2) 申請団体の通常の活動あるいは事業を本助成事業に振り替えて行う事業
- (3) 既に終了している事業
- (4) 施設の通常開催日、時間に行う事業（助成対象団体（1））

(助成対象費用)

第6条 対象となる費用は、事業を行う上で必要最低限度のものとし、次に掲げるものとする。

- (1) 事業に必要な会場や機器類を借りる費用及び使用料
- (2) 講師、専門家、出演者等に支払う報酬や謝礼など講師に係る費用  
(申請団体メンバーに対する謝礼金等は対象外。必ず領収書を受領しておくこと。)
- (3) 事業に対する保険加入費用(ただし、火災、地震等の家屋に関する保険は対象外)
- (4) 印刷製本費や広報のために最低限必要な郵送料
- (5) 事業に必要な材料や消耗品等を購入する費用  
(印刷用紙代、文具代、事業内で調理するための食材費、見守り活動などにおける配布物等)
- (6) 茶葉、お茶などの飲料、茶菓子等を購入する費用

(助成対象としない費用)

第7条 次の各号のいずれかに該当するものは助成対象としない。

- (1) 人件費に類するもの(講師料は含まない)
- (2) 旅費、交通費
- (3) 職員に係る経費
- (4) 持ち帰ることを想定した弁当・茶菓子、外食費用、ビール等の酒代等  
(住民参加によるたすけあい・支えあい活動において、支援を必要とする市民への見守り訪問事業等の場合はこれによらない。)
- (5) 娯楽施設利用費
- (6) 事業を行う上で必要範囲を超えた高額な経費
- (7) 機器購入費(主たる使用目的が申請事業以外に考えられるもの。例:カメラ、プリンター、パソコンなどの事務機器等)
- (8) 事務所となる家屋、部屋の借上料及び維持管理費
- (9) 建物の増改築等の施設整備費
- (10) 領収書などで団体が支払ったことを明確に証明することができない費用
- (11) 助成する事業に直接関係のない費用及び社協が適切でないと認める費用

(助成額)

第8条 助成額は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2条第1項第1号の施設 1施設5万円以内  
第2条第1項第2号～第6号の団体 1団体10万円以内
- (2) 助成額は、その年度の募金額と申請金額の総額により変更する場合がある。

(申請期間)

第9条 申請期間は、令和4年10月7日(金)から11月9日(水)午後5時までとする。

(申請方法)

第10条 助成を希望する団体は、次の書類を添えて焼津市社会福祉協議会(以下「本会」という。)事務局に提出する。

- (1) 「助成金交付申請書」(様式第1号)(1施設・団体につき1部提出すること。)
- (2) 「事業計画書」(様式第2号) (申請事業ごと提出すること。)

(助成の決定)

第11条 本会事務局にて申請を取りまとめ、内容を審査し、会長が適当と認めた場合、「助成金交付決定通知書」(様式第3号)により通知する。

(助成金の交付)

第12条 申請団体は「助成金交付決定通知書」(様式第3号)により通知を受けた場合、「助成金交付請求書」(様式第4号)を本会事務局に提出する。

2 助成金の交付は、12月末までに指定の口座にその金額を一括交付する。

3 助成の決定を受けた後、やむを得ない事情により事業の内容に変更が生じ、助成希望額が当初申請よりも減額となる場合は、「助成金事業変更届」(様式第5号)を提出し、本会の許可を受けなければならない。(増額変更は不可)

(実績報告)

第13条 助成金を受けた団体は、当該事業の完了後ただちに「実績報告書」(様式第6号)及び「決算書」(様式第7号)を本会事務局に提出しなければならない。

2 添付書類として領収書(レシートも可)及び請求書のコピーを添付すること。  
(講師に係る費用についても必ず領収書を添付すること。)

3 ありがとうメッセージの作成のため、「ありがとうメッセージ」(様式第8号)を画像データとともに本会事務局に提出すること。

(助成の明示)

第14条 申請団体は助成を受けた場合、団体等の作成する事業計画、事業予算にその事業が「歳末たすけあい募金からの助成事業」であることを明示するとともに、事業実施にあたっては、作成される資料にその旨を記載すること。

(交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第15条 会長は助成金の交付を受けた団体が次の各号の一に該当する場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を交付目的以外の経費に充当したとき
- (3) 助成団体の運営及び活動が、その趣旨にそぐわないと認められるとき
- (4) 交付すべき助成金の額を確定した場合において、他団体より既にその額を超える助成金が交付されているとき
- (5) 助成金申請後、当該団体が解散又は運営の継続ができなくなったとき

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は会長が定めるものとする。

# 令和2年度「歳末たすけあい募金」助成金事業 (地域活動助成)申請団体一覧

No.	団体名(施設名等)	申請事業名	交付決定額
1	焼津第1自治会 第1区	地域福祉活動助成事業	43,000円
2	焼津第1自治会 2区	地域福祉活動助成事業	83,000円
3	焼津第3自治会 新屋区	高齢者に良いお正月を	83,000円
4	焼津第3自治会 焼津北区	一人暮らしの高齢者に 良いお正月を	86,000円
5	焼津第四自治会	歳末高齢者支援事業	100,000円
6	第五自治会地域福祉推進委員会	高齢者花束贈呈事業	90,000円
7	下小土・歳末ふれあい訪問 事業実行委員会	下小土・歳末ふれあい 訪問事業	100,000円
10	小川地区地域福祉 推進委員会	在宅で体の不自由な高齢者・一人暮らしの高齢 者への激励友愛訪問	89,000円
11	港地域づくり推進会	ひとり暮らし高齢者 友愛訪問	100,000円
12	港第14自治会第12町内会	「〃ホッとする北川原の絆創る集い」	100,000円
13	東益津15自治会	ふれあい訪問	100,000円
14	東益津16自治会	ふれあい訪問	77,000円
15	東益津17自治会	ふれあい訪問	87,000円
16	大富公民館 教育文化推進会	寝たきり高齢者友愛訪問	100,000円
17	TEAMももいろ	「ももいろ弁当」お届け隊	56,000円
20	焼津市藤守自治会	藤守自治会ふれあい交流事業 (餅つき大会&クリスマス会)	100,000円
22	精神保健福祉 ボランティア らるご	らるごのクリスマス会	30,000円
32	児童養護施設 春風寮	春風寮 クリスマス会	50,000円
33	地域小規模 さくらの家	さくらの家 クリスマス会	50,000円
34	つぶら作業所	クリスマス会	30,000円
35	緑遥作業所	お疲れ様会	50,000円
36	アンティーク布花工房・沙羅	布花工房沙羅 クリスマス会	50,000円

# 令和2年度「歳末たすけあい募金」助成金事業 (地域活動助成)申請団体一覧

No.	団体名(施設名等)	申請事業名	交付決定額
37	焼津の空と大地と	地域交流事業	50,000円
	合計 37団体 …実施 23団体 …未実施 14 団体	※11団体…準備費用の請求 ※3団体…準備費用無し	108,000円
		合 計	1,812,000円

# 令和3年度「歳末たすけあい募金」助成金事業 (地域活動助成)申請団体一覧

No.	団体名(施設名等)	申請事業名	交付決定額
1	焼津第1自治会 第1区	地域福祉活動助成事業	50,000円
2	焼津第1自治会 2区	地域福祉活動助成事業	85,000円
3	焼津第1自治会 3区	地域福祉活動助成事業	77,000円
4	焼津第3自治会 新屋区	「高齢者に良いお正月を」	87,000円
5	焼津第3自治会焼津北区	「一人暮らしの高齢者に良いお正月を」	83,000円
6	焼津第四自治会	歳末高齢者支援事業	100,000円
7	第五自治会地域福祉推進委員会	高齢者花束贈呈事業	90,000円
8	下小土・歳末ふれあい訪問事業 実行委員会	下小土・歳末ふれあい訪問事業	100,000円
9	豊田地区地域福祉 実践推進委員会	ひとり暮らし高齢者世帯への友愛訪問事業	100,000円
10	小川上子ども塾	小川上子ども塾 ～冬休み子ども塾～	100,000円
11	小川地区地域福祉推進委員会	在宅で体の不自由な高齢者・一人暮らしの 高齢者への激励友愛訪問	100,000円
12	港地域づくり推進会	ひとり暮らし高齢者 友愛訪問	100,000円
13	TEAMももいろ	年末 お楽しみ会	84,000円
14	大富公民館教育文化推進会	寝たきり高齢者友愛訪問	88,000円
15	焼津市藤守自治会	藤守自治会ふれあい交流事業 (餅つき大会&クリスマス会)	100,000円
16	ひまわり会	ひまわり会餅つき大会	100,000円
17	いきいき旅倶楽部	いきいき旅倶楽部【脳活・年末交流会】	95,000円
18	精神福祉ボランティア らるご	らるごのクリスマス 2021	30,000円
19	会食サービス あじさいの会 大富地区	あじさいの会 新年交流会	36,000円
20	あじさいの会 東益津地区	一人暮らしの高齢者 奨励交流事業(新年会)	22,000円
21	あじさいの会 港地区	一人暮らしの高齢者 奨励交流事業(新年会)	45,000円
22	焼津市手をつなぐ育成会	焼津市手をつなぐ育成会 新春お楽しみ会 「お久しぶりです!元気ですか!」	100,000円

# 令和3年度「歳末たすけあい募金」助成金事業 (地域活動助成)申請団体一覧

No.	団体名(施設名等)	申請事業名	交付決定額
23	児童養護施設 春風寮	春風寮 クリスマス会	50,000円
24	地域小規模児童養護施設 さくらの家	クリスマス会	50,000円
25	焼津の空と大地と	地域交流事業	50,000円
26	東益津15自治会	ふれあい訪問	97,000円
27	東益津16自治会	ふれあい訪問	61,000円
28	東益津17自治会	ふれあい訪問	66,000円
		合 計	2,146,000円